平成２２年（フ）第８９０４号
大阪市西成区北津守３丁目７番７号　ＲＥＧＡＬＯ北津守101号室
債務者　梅野　幹男
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９１４号
大阪府豊中市春日町４丁目10番９―202号
債務者　種池惠美子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９１５号
大阪府吹田市千里山東１丁目17番45―501号
債務者　佐々木美和子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０５５号
神戸市中央区中山手通７丁目４番１号サンパレスとよふく中山手20Ｅ、従前の住所神戸市垂水区学が丘２丁目１番413―401号
債務者　上田　勝仁
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４４４号
神戸市中央区筒井町１丁目１番３―1406号
債務者　荒木　政信（旧姓髙木）
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４５６号
神戸市中央区北本町通６丁目４番14―1307号
債務者　白山　**隆**子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５０４号
神戸市須磨区北落合３丁目38番218―109号、従前の住所神戸市兵庫区塚本通５丁目３番16号
債務者　角　　成行
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２７号
神戸市兵庫区御崎町１丁目１番７―302号
債務者　俵積田末昭
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２８号
神戸市兵庫区御崎町１丁目１番７―302号
債務者　俵積田早苗
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０３号
兵庫県尼崎市次屋３丁目５番52―202号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町６丁目１番21号メゾンドアトラー203号
債務者　佐々木秋男
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０１０号
兵庫県西宮市神原４番８―114号
債務者　箕野　博隆
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０１９号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目24番地の３宝屋マンション305号、前住所兵庫県川西市鼓が滝１丁目24番16―408号
債務者　山下　直樹
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０２１号
兵庫県尼崎市立花町２丁目17番14号　富士マンション201号、前住所兵庫県尼崎市東難波町１丁目１番２―912号
債務者　巽　　吾郎
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９３０号
愛知県大府市宮内町１丁目83番地　下村方、申立時の住所広島市佐伯区三宅３丁目22番９―210号
債務者　斎藤　好江
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２２１号
広島市南区翠５丁目16番28―402号
債務者　濱本　栄子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５２３号
広島市東区馬木５丁目1471番地
債務者　織田　文子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５８０号
広島市安佐南区川内１丁目13番32―201号
債務者　本吉　美歩（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで　広島地方裁判所民事第４部